

奈 公 行 第 38 号
平成 21 年 11 月 26 日

奈良市監査委員	吉 田	肇 様
同	中和田	守 様
同	北 良	晃 様
同	山 中	益 敏 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成15年度包括外部監査「土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について」の結果に対する措置状況について

3 その他

(1) 奈良市土地開発基金保有地の所管換えについて(財政課)

【監査結果の要旨】

奈良市土地開発基金により取得された土地の内、南部土地改良事業および富雄北小学校用地は既に奈良市の事業の用に供している土地(供用済土地)となっている。奈良市土地開発基金の目的は土地の先行取得であり、供用する場合にはすみやかに担当部署へ所管換えを行う必要がある。

【措置の内容】

奈良市土地開発基金保有地については、担当部署へ所管換えを行い、平成19年度末をもって同基金を廃止しました。